

請 願 文 書 表

請願第5号	希望の丘八王子病院（旧滝山病院）の生活保護法の指定医療機関の取り消しを求める請願 (令和6年11月25日受理)	厚生委員会付託
請 願 者	東京都立川市高松町3-29-15 滝山病院にアクセスする会 共同代表 細江 昌憲 伊澤 雄一	
紹介議員	市川 克宏	
請願趣旨	<p>2023年2月、八王子市犬目町の精神科病院、医療法人社団孝山会滝山病院（当時）で、看護師らによる虐待事件が発覚しました。その凄惨な虐待、暴行の実態は社会に大きな衝撃を与えました。この事件で看護師5人が逮捕、書類送検されました。</p> <p>虐待事件発覚時には145名が入院していましたが、その後40名が亡くなっていることが、去る2024年6月29日のE T V特集「死亡退院、さらなる闇」で報道されました。2023年4月の東京都の改善命令以降も死亡退院が続出していたのです。同番組は、過剰医療の疑いや褥瘡の放置、そして不可解な死亡など正視できないほどの凄惨な実態を明らかにしました。しかし、同病院は保険医療機関の取消しを受けることもなく未だ存続しています。滝山病院は、2024年9月1日より、院長と理事長が交代しました。そして11月1日には、「希望の丘八王子病院」と名称変更し、法人名称も「医療法人社団新山会」と改められました。しかし、これらのことがそのまま医療内容の変革を保証するものではなく、転退院を希望する多くの入院者が取り残されたままです。</p> <p>生活保護は、被保護者にとって医療機関の選択が制限されるなど制約の強い制度です。保護実施機関は適正な医療が提供されるよう努める義務があります。そして、医療機関の指定権者には、医療機関が適正な医療を行っている否かの判断を厳正に行う責務があると考えます。</p> <p>八王子市に対しては、市民・国民の健康と生命を守るべく、重大な虐待事件を起こし入院者の命の危機をあらわにした旧滝山病院の生活保護法の指定医療機関を取消していただきたいとの陳情署名が、全国、45の都道府県から5,049筆、寄せられています。</p> <p>本署名を全国各地の精神科病院で起きた虐待事件で傷ついた方々の処分を望む声と受け止めていただくことを切に願い、以下のとおりお願いいたします。ご高配のほどよろしくお願いいたします。</p>	
請願事項	1. 医療法人社団新山会希望の丘八王子病院（旧滝山病院）の生活保護法の指定医療機関を取消してください。	